

1. 小林病院の災害時医療体制

(1) 対策本部の設置

院内に災害対策本部を設置します。ここでは県又は市からの要請等を受け、救護所等への医療応援班の派遣や、近隣医療機関との連携、「緊急災害医療マニュアル」の発動の判断等を行います。



(2) 緊急災害医療マニュアル

災害が発生し、平常時の受入能力を超えた負傷者の来院が見込まれる場合で、当院施設が正常に機能している場合、当マニュアルに従い医療活動を行います。

① 緊急特別受付の設置

正面玄関前に、医師、看護師、事務員等からなるチームを3チーム配置し、緊急特別受付を設置します。



② トリアージの施行

軽症者、重症者、最重症者(生命の危機が切迫してる)、及び死亡者を選別(色分け)し、患者誘導、搬送を行います。最重症者等、当院の診療能力を超える患者については、速やかに転送先の確保に努めます。



【緑色(Ⅰ)】
軽症者群



【黄色(Ⅱ)】
重症者群



【赤色(Ⅲ)】
最重症者群

2. 小田原市の災害時医療体制

小田原市の災害時の仮設救護所設置までの流れ、設置場所につきましては、以下のとおりです。詳細は小田原市ホームページ「市の防災対策(応急)」をご確認ください。

(URL : <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/torikumi/b-oukyuu.html>)

(1) 対策本部の設置

小田原市災害対策本部が市庁舎に設置されます。そこでは広域避難所の開設、仮設救護所の開設、自衛隊派遣要請の検討等、市の応急対策の総合的な指揮が取られます。

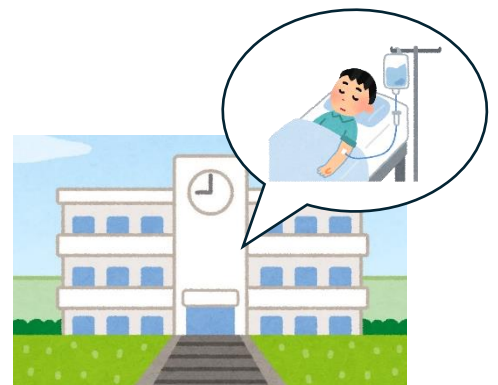


(2) 市民等の避難

市から早期避難場所開設情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が発令されます。**避難勧告**があった時は、落ち着いて内容を聞き、**速やかに避難**しましょう。

(3) 広域避難所及び仮設救護所

避難する場所として、市内の小中学校(25校)が広域避難所として指定されています。多数の負傷者が出た場合には、**広域避難所に仮設救護所も開設**されます。



小田原市の仮設救護所

医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の協力により最大4か所開設し、応急手当が行われます。

	名称	所在地
1	新玉小学校(又は町田小学校)	浜町 2-1-20(寿町 2-7-25)
2	富水小学校(又は報徳小学校)	飯田岡 481(小台 405)
3	下府中小学校(又は富士見小学校)	酒匂 930(南鴨宮 3-25-1)
4	千代小学校(又は鴨宮中学校)	千代 687(鴨宮 547)

(URL: https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/siryo/k_hinanjyo.html)